2　(a)　SG３品に関し、第一款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　一年目及び二年目については、基準税率の八十五パーセント

(ii)　三年目から七年目までについては、基準税率の六十パーセント

(iii)　八年目及び九年目については、基準税率の四十五パーセント

(b)　(a)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分及び従量税である部分から成るものとし、第一款３(c)に規定する関税率については、各部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものに決定する。従価税である部分の基準税率については、八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率については、ＳＧ３品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭からＳＧ３品の一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、１に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、九年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、１の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてＳＧ３品に関し１に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第五款　ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款２の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4※」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条１に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第五款１に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG4※」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、二千二百六十七メートル・トン

(b)　二年目については、二千四百メートル・トン

(c)　三年目については、二千五百三十三メートル・トン

(d)　四年目については、二千六百六十七メートル・トン

(e)　五年目については、二千八百メートル・トン

(f)　六年目については、二千九百三十三メートル・トン

(g)　七年目については、三千六十七メートル・トン

(h)　八年目については、三千二百メートル・トン

(i)　九年目については、三千五百四十四メートル・トン

(j)　十年目については、三千八百八十八メートル・トン

(k)　十一年目については、四千二百三十二メートル・トン

(l)　十二年目については、四千六百九十六メートル・トン

(m)　十三年目については、五千百四十八メートル・トン

(n)　十四年目については、五千六百六メートル・トン

(o)　十五年目については、六千六十四メートル・トン

(p)　十六年目については、六千五百二十二メートル・トン

(q)　十七年目については、六千九百八十メートル・トン

(r)　十八年目については、七千四百三十八メートル・トン

(s)　十九年目以降の各年については、その前年の発動水準に五百七十三メートル・トンを加えたもの

2　「SG4※」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目から三年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円

(b)　四年目から八年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五円

(c)　九年目から十三年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円

(d)　十四年目から十八年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円

(e)　十九年目以降については、

(i)　当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一・九パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(ii)　当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき五円引き下げたもの

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、１に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第五款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款４の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　(a)　１の規定にかかわらず、日本国は、次のいずれかの要件が満たされる場合には、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i)　自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(ii)　自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(b)　日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、英国が(a)に定める要件のいずれかが満たされていると信ずるときは、英国は、次のことを行うことができる。

(i)　日本国に対し、日本国が(a)に定める要件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(ii)　日本国に対し、農産品セーフガード措置がとられた年の残余の期間当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

6　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、１の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について「SG4※」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し１に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第六款　ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款２の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4※※」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条１に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第六款１に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG4※※」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、二千七百十一メートル・トン

(b)　二年目については、二千七百六十七メートル・トン

(c)　三年目については、二千九百二十二メートル・トン